



運営規程概要

当事業所はご利用者に対して、通所型基準緩和サービス、地域密着型通所介護、介護予防通所介護相当サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、利用上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

1 事業者

法人名：株式会社 善光 代表者氏名：岡宮一貴
設立年月：令和4年12月1日
法人所在地：長野県長野市桐原2丁目19-8-8
電話番号：090-9359-0963

2 事業所の概要

事業所の種類：①通所型基準緩和サービス 令和5年1月1日指定
②地域密着型通所介護 令和5年4月1日指定
③介護予防通所介護相当サービス 令和5年4月1日指定
事業の目的及び運営の方針：医療や介護の専門知識と経験を活かして地域社会のくらしに貢献する。
事業所名：ぬくぬく 管理者：大久保 佑美 開始年月日：令和5年4月1日
事業所番号：①20A0100176 ②③2090101334
事業所所在地：長野県長野市北堀865-4
電話番号：026-225-9162
利用定員：1単位目10人 2単位目10人

3 事業実施地域及び営業時間、営業日

共通：通常事業実施地域：朝陽,古里,柳原,長沼,吉田,若槻,古牧,三輪
①営業日及び営業時間：営業日/火、水、木
②③営業日及び営業時間：営業日/月、金
土日祝日はお休み、またゴールデンウィーク、お盆期間、年末年始は別途休業日有(別途連絡)
営業時間/8時30分~17時30分
サービス提供時間：
①午前の部(9時00分~11時30分) 午後の部(13時45分~16時15分)
②③午前の部(9時00分~12時15分) 午後の部(13時45分~17時00分)

4 従業者の職種、員数及び職務の内容

管理者：1名 総責任者・業務指示・利用相談窓口・帳票・請求業務・介護業務
生活相談員：1名以上 生活相談・利用相談窓口・帳票・請求業務
介護職員：1名以上 介助業務・帳票・請求業務・介護業務
機能訓練指導員：1名以上 機能訓練・介助業務 運転手：2名以上

5 当事業所が提供するサービス内容と利用料金、その支払い方法

■サービスの内容

- 健康確認 ご利用者のバイタルチェックと健康相談を行います。
- 医療行為 施設での医療行為をいたしません。必要な場合は主治医の指導、ご利用者や家族の同意を頂きます。
- 機能訓練 介護予防を目指すため、日常生活動作及び手段的日常生活動作の維持向上改善のための様々な訓練を行います。
- 体力測定 定期的に当事業所で定めた様式で体力測定を行い、ご利用者の身体機能を客観的に把握し、より良い状態を目指します。
- 身体介護 ご利用者の心身に応じた介護を行います。

■サービス利用料金

- 介護認定に応じたサービス利用料金(自己負担額)をお支払下さい。
- サービス利用料金(自己負担額)以外にも、ドリンク代(210円ご希望者のみ全額自己負担)、日常生活品の購入代金等ご利用者の負担が適切と思われる費用は負担して頂くことがあります。

■利用料・その他の費用の支払い方法

当月の請求額明細を翌月中旬にお渡しします。
基本的に請求金額を月末までに自動口座引き落としさせていただきます。

■サービス利用にあたっての留意事項

- 現金・食べ物の持ち込みは、自身の責任で行って頂きます。
- 持ち物にお名前を書いて頂きます。(タオル・杖など)
- 他の利用者の迷惑となる行為はお断りいたします。迷惑行為が著しい場合、通所をお断りする場合があります。

■サービス利用料金(介護保険ご利用者負担金)

別紙参照

6 サービス提供への苦情の受付

当事業所におけるサービス提供に係わる相談や苦情は、以下の専門窓口で受け付けます。

《事業所ご相談窓口》担当者：ぬくぬく管理者及び生活相談員
ご利用時間：平日午前9時~午後5時 相談場所/ぬくぬく 相談室
ご利用方法：電話/026-225-9162

《市区町村ご相談窓口》長野市保健福祉部介護保険課給付担当
電話/026-224-7871

7 緊急時における対応方法

サービス提供中に様態変化等があった場合、事前打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、介護予防支援事業者等へ速やかに連絡します。

8 高齢者虐待防止のための措置に関する事項及び身体拘束の禁止

利用者の身体拘束は行いません。事業者は高齢者虐待及び身体拘束についての研修、適切な支援、環境整備を実施します。

9 損害賠償

- 事業者は、サービスの実施に伴って自己の責任に帰すべき事由によりご利用者に生じた損害について賠償を含め協議いたします。
- ご利用者の故意、過失により事業者や事業所サービス従業者に損害が発生した場合は、ご利用者に賠償を請求いたします。

10 個人情報の取扱い

- 業務上知り得たご利用者や家族の情報は、正当な理由のない限り、ご利用者あるいは家族の同意なしに第三者に開示・提供いたしません。
- サービス提供時においてご利用者の症状に急変が生じた場合等、緊急の場合は必要な措置を講じるものとします。

1.1 本契約に定めない事項

- ご利用者及び事業者は信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 本契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

1.2 裁判管轄

- この規約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

1.3 非常災害対策

- 事業者は、予め定めた非常災害時のマニュアルに従い避難誘導を行います。避難訓練を定期的に行います。

1.4 その他運営に関する重要事項

- 事業者は、職員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備し記録を作成する。
- 事業者は、その他運営に関する重要事項で、定めがない事項については協議の上定めます。

施行日 令和5年4月1日